

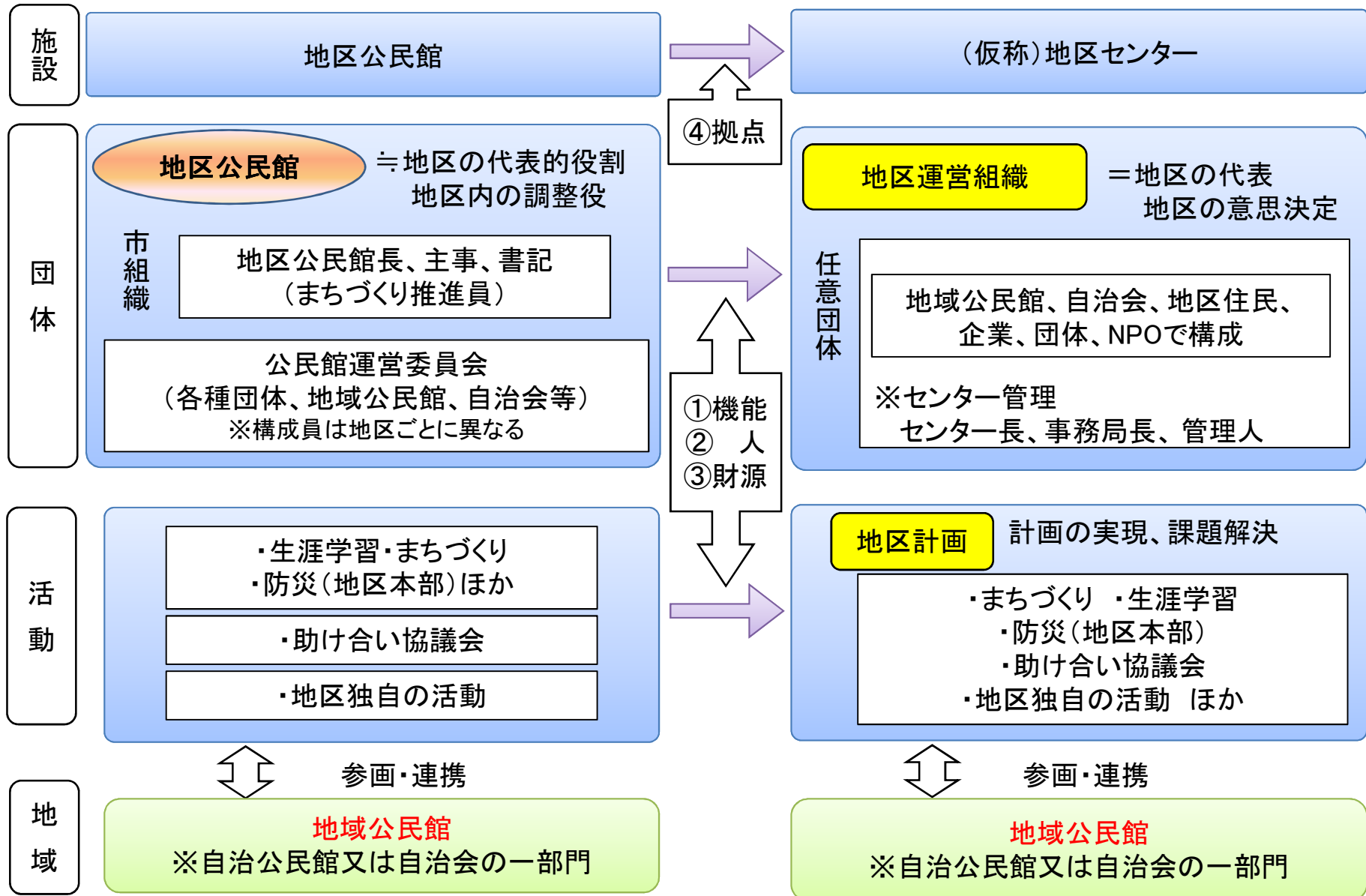
今後の地区のあり方について

資料 3

1 地区の負担感への対応

地区の業務	内 容	地区の目指す姿(方向性)
まちづくり業務	<ul style="list-style-type: none"> ・復興事業 ・敬老会・交通安全 ・地域公民館との連携 	<p>地区の活動に関わる人を増やし、多くの人で分担できる仕組みづくり</p> <p>①「機能」 → P3 住民主体の活動の促進 → 地区計画策定 地区運営組織</p>
生涯学習	<ul style="list-style-type: none"> ・市主催講座開催 (年10回未満) ・地域主催行事 (文化祭、運動会、スポーツ大会等) 	<p>②「人」 → P3~6 市組織から住民団体へ → 地区運営組織 市による支援</p>
施設の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・地区によって柔軟に開館し運営 ・利用者の多い地区で管理に負担 	<p>③「財源」 → P6~7 活動資金の確保 → 補助金の見直しと創設 事務局等人件費の見直し</p> <p>④「拠点」 → P8~9 活動拠点の確保 → (仮称)地区センター</p>
市からの依頼	<ul style="list-style-type: none"> ・各種委員の推薦 ・行事、会議等への出席 ・要望等とりまとめ 	<ul style="list-style-type: none"> ・市における業務の見直し
地域助け合い協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会・会議の出席 ・事業運営(事業費:年間60万円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区における役割・組織を可能な限り整理検討
独自事業	<ul style="list-style-type: none"> ・新年交流会ほか 	<p>地区計画に登載した事業</p>

2 地区の目指す姿(素案)



① 地区の住民が主体となった活動の促進

- 地区の住民一人ひとりが自分のこととして、自らの地区に関心を持ち、復興後の大船渡市において、自らが住み良く、将来も住み続けられる地区を、行政と協働しながらつくる。
- より多くの住民の参画を図り、特定の個人に負担が集中するのではなく、組織で地区の活動を分担し合えるようにする。
- 地区の現状・将来像・取り組む事業を「地区計画」として地区内で共有し、実現に向けて活動する。
- 市の機関から住民団体「地区運営組織」に移行し、住民が主体的かつ自由に活動できるようにする。

②-1 住民主体の組織「地区運営組織」の形成

1 活動内容

- 生涯学習、生活課題の解決などのまちづくり活動
- 地区公民館で培った歴史や活動を基盤としながら、活動範囲を拡大

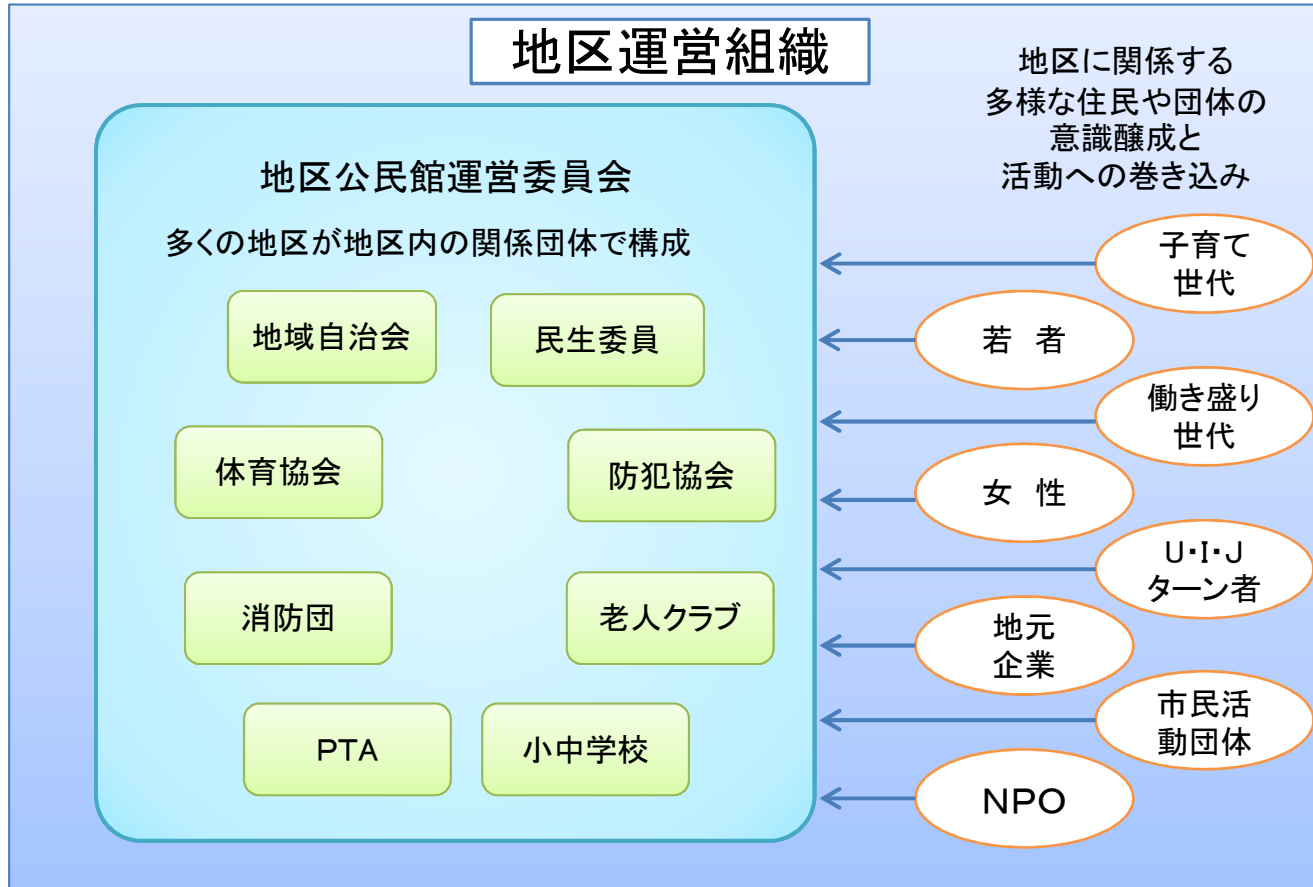
2 組織・構成

- 地区を代表する組織（協議機関及び活動機関）
- 組織の構成は地区ごとに話し合いにより決定
- 新たな担い手を育成しながら、多様な住民、企業・団体・NPO等で構成
- 現在の地区公民館長・主事は、（仮称）地区センターのセンター長・事務局長に位置づけ

3 財源

- 市補助金（既存の補助金を拡充・整理）
- 市補助金（地区計画策定や組織結成を支援する新規補助金）
- 指定管理料
- 施設使用料
- 住民会費 その他の収入

②-2 地区運営組織の構成 より多様な住民と企業・団体・NPOの参加を促進

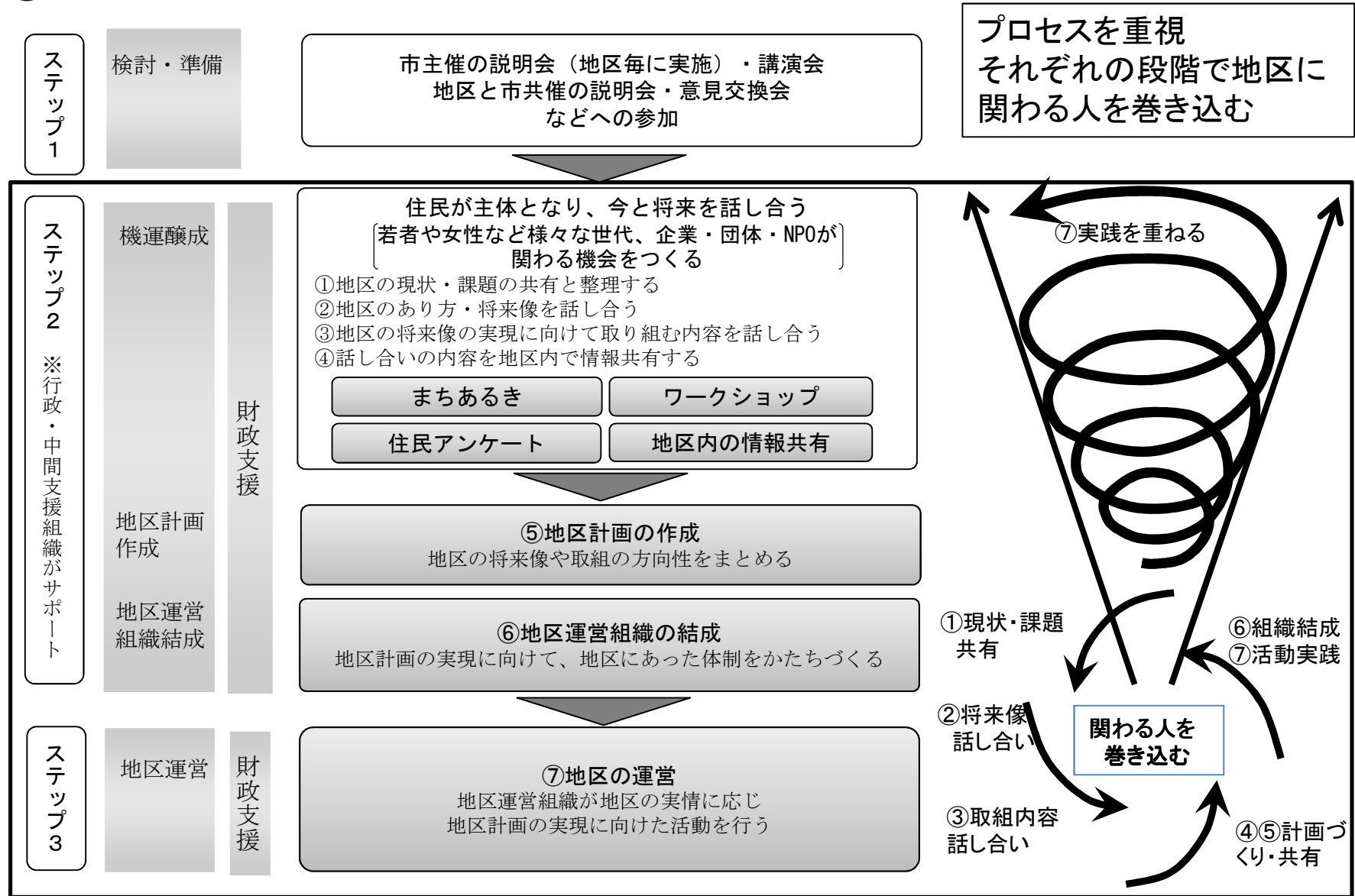


※公民館運営委員会

- 全地区に設置され、構成員も地区ごとに異なる。
- 主に地区の活動に関する協議機関となっている場合が多いが、公民館の行事開催等にあたっては、構成員である各団体が協力している。

新たな担い手を発掘・育成し、人材の固定化や負担の偏りを解消

②-3 地区の活動に関わる人を増やすプロセス



②-4 ③-1 地区運営組織の人的体制(素案)

地区運営組織の人員が確保できるよう財政支援を行いながら、地区を支援する市の職員体制も充実
 <地区公民館>(移行前) → <地区運営組織>

市非常勤職員	館長 1名 年額 720千円※	→ 拡充済	センター長 1名 (=会長) 年額 720千円※	地区雇用
	主事 1名 (大船渡地区は2名) 年額 720千円	→	事務局長 1名 年額 720千円	
	※週5日・4時間の勤務を想定して今年度より改定。法による制度改正のため今後変動の可能性あり。金額は一人当たり			
一部を市補助	書記 2名 (大船渡地区は4名) ※従事形態は地区ごとに異なる 年額 65千円	→ 拡充	事務局員1名分相当 (大船渡地区は2名) ※人数・金額は地区の裁量により決定 年額 720千円	地区雇用
	管理人1~2名 ※地区の裁量により配置し、従事形態が異なる 年額 120千円 ~960千円 ※地区の裁量による	→ 拡充	管理人1名分相当 ※人数・金額は地区の裁量により決定 年額 720千円	
市職員	生涯学習担当 地区の講座開催支援 施設管理等	→ 拡充済	生涯学習担当 地区との協働担当 地区の講座開催支援 施設管理等 地区との連携	市職員
市非常勤職員	生涯学習推進員2名 社会教育推進員2名 市職員と協力し全地区を網羅	→ 現状確保	生涯学習推進員2名 社会教育推進員2名 市職員と協力し全地区を網羅	市非常勤職員
	集落支援員2名 モデル2地区 住民が地区を知る 活動の支援	→ 拡充済	集落支援員 全地区網羅(兼務) (現在は4名) 地区運営組織の 形成・活動の支援	

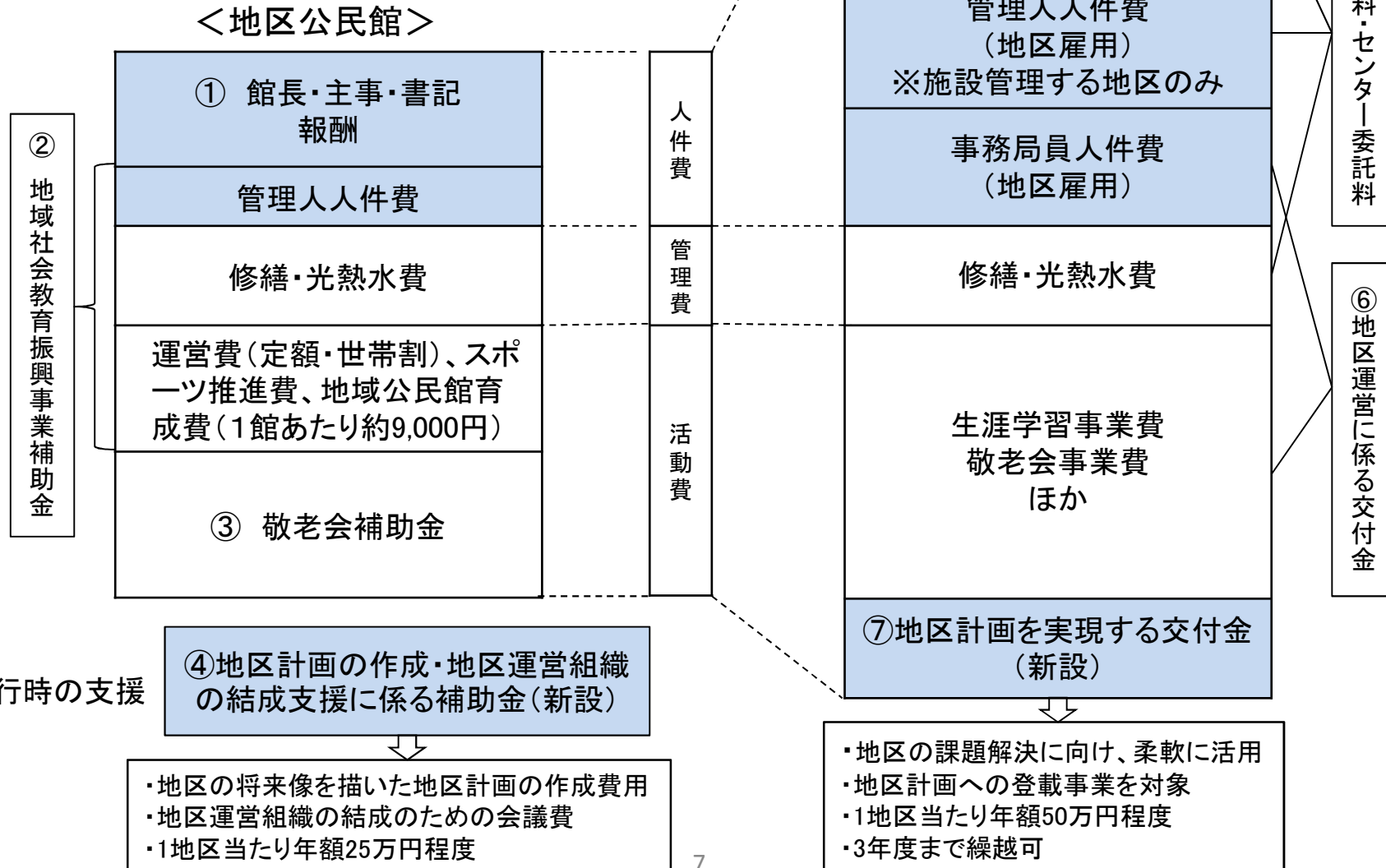
③-2 地区運営組織への財政支援(素案)

①館長・主事・書記報酬+②地域社会教育振興補助金+③敬老会補助金

↓ (仮称)地区センター移行時に④移行に係る補助金と、手厚い人件費を確保

⑤指定管理料+⑥地区運営に係る交付金+⑦地区計画を実現する交付金

<(仮称)地区センター>



④ 地区の活動拠点

施設の位置づけ

	地区公民館	(仮称)地区センター
設置主体	市教育委員会	市(市長部局)
設置根拠 位置づけ	社会教育法に基づく社会教育施設 生活に即する生涯学習・社会教育の事業を行い、生活文化の振興や、住民の交流のための拠点施設	地方自治法に基づき、市が定める公の施設 社会教育施設としての機能を維持しながら、社会状況の変化に対応し、地区住民自らによるまちづくりのための拠点施設
地域公民館との関係	①自治公民館(市全体の8割) 地区公民館(機関)と連携し、地域の自治組織として生涯学習とまちづくりを総合的に運営 ②自治組織の一部門(市全体の2割) 地区公民館(機関)と連携し、自治組織が生涯学習とまちづくりを総合的に運営	①自治公民館(市全体の8割) 地区運営組織と連携し、地域の自治組織として生涯学習とまちづくりを総合的に運営 ②自治組織の一部門(市全体の2割) 地区運営組織と連携し、自治組織が生涯学習とまちづくりを総合的に運営 ※地域公民館の必要性について整理が必要

施設管理の方針

公民館の管理に関する基本的な考え方

(大船渡市公共施設等総合管理計画より抜粋)

建設から30年以上経過している建物もあり、維持管理費用の増加が見込まれることから、維持管理計画等を策定し、計画的な修繕・更新等に取り組みます。また、指定管理者による運営の拡大や行政サービス機能の維持に配慮しながら、複合化や多機能化の可能性について検討します。

施設の利用形態

	地区公民館	(仮称)地区センター
営利利用の制限	社会教育法による制限 ・営利を目的とした事業の禁止 ・特定の政党の利害に関する事業の禁止 ・特定の宗教の支持、支援の禁止	なし
営利利用	地方自治法による施設の目的外使用を活用し、自動販売機等が設置可能。限定的。	地区の特産品販売などのコミュニティビジネスにつながる利用が可能
利用者	国・自治体、社会教育団体、一般、サークル等	左記+営利団体

生涯学習に関する事業内容

	地区公民館	(仮称)地区センター・地区運営組織
市主催講座	生きがいセミナー(高齢者) 地域再生支援文化活動事業 (全世代)	変更なし (市職員が生涯学習事業を支援)
地区主体	文化祭・運動会・スポーツ大会	変更なし (地区の実情に応じ地区が開催)

まちづくりに関する事業内容

	地区公民館	(仮称)地区センター・地区運営組織
市からの依頼	敬老会、交通安全、地区要望のとりまとめ ほか 地区の代表としての事業	変更なし
地区主体	新年交流会ほか	地区計画に基づく事業(地区の将来像の実現、課題解決)